

自己資本の構成に関する開示事項（平成 26 年 9 月末）

株式会社三井住友銀行（連結）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	6,722,252		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,278,385		1a
うち、利益剰余金の額	2,608,552		2
うち、自己株式の額（ ）	—		1c
うち、社外流出予定額（ ）	164,685		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	213,817	855,268	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	158,379		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	9,230		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額	9,230		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	7,103,679		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	86,800	347,201	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	48,980	195,920	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	37,820	151,281	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	597	2,388	10
繰延ヘッジ損益の額	8,050	32,200	11
適格引当金不足額	7,369	29,476	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	8,494	33,977	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	909	3,636	14
退職給付に係る資産の額	24,151	96,605	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	14	56	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17

少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	120,285		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	6,983,394		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	12,049		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	839,318		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	839,318		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	2,324		
うち、為替換算調整勘定の額	2,324		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）	849,042		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	39

その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	31,727	126,910	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	190,547		
うち、営業権相当額	4,937		
うち、のれん相当額	122,791		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	14,102		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	33,977		
うち、適格引当金不足額の 50%相当額	14,738		
Tier2 資本不足額	—		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	222,274		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	626,767		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,610,162		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	319,414		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,177		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,545,063		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,531,063		47
うち、銀行の連結子法人等 (銀行の特別目的会社等を除く。) の発行する資本調達手段の額	14,000		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	9,639		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	9,639		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	601,624		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額	575,141		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	26,483		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,477,921		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	53

少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	25,000	100,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	148,350		
うち、旧告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	148,350		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	173,350		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,304,571		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	9,914,733		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	127,409		
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) に係る額	13,761		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額	70,582		
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額	23,780		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	57,128,928		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.22%		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	13.32%		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	17.35%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	708,913		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	511,221		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	4,717		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	9,639		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	25,300		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	290,129		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	990,286		82

適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,627,622		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		85